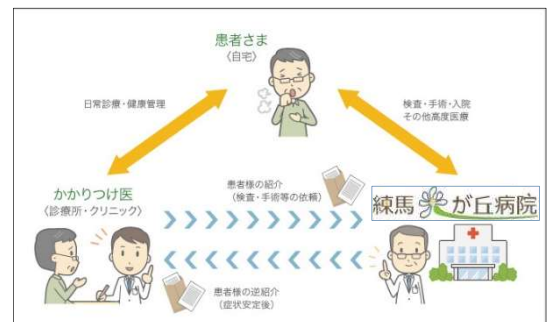


練馬光が丘病院は、東京都知事より地域医療支援病院の承認を受けました。

地域医療支援病院とは

国が推進する『医療機関の機能分化により、限られた医療資源を有効かつ最大限に活用する事』を目的に、日々の病気やけがの治療には、近隣の診療所・クリニック(これがかかりつけ医と呼びます)で行い、診療所・クリニックでは対応できない高度な検査や治療が必要な場合は、当院のような地域医療支援病院と連携し、そこでの診療をもって、地域の皆様の健康をお守りするというものです。

これらから、診療所・クリニックと地域医療支援病院という、お互いの医療機関が専門とする部分を連携し、適切な医療を提供する「地域完結型医療」が今後の医療の形になってゆきます。



地域医療支援病院の役割

地域医療支援病院は、地域完結型医療を推進するために以下の4つの役割を担っております。

1. 地域の医療機関・診療所(かかりつけ医)との連携
2. 当院の病床や医療機器・設備等の共同利用
3. 365日24時間救急医療体制の完備
4. 地域の医療関係者に対する研修や教育による質向上

選定療養費の改定

紹介状が無い場合の受診については、法改正により200床以上の地域医療支援病院は、選定療養費の義務化がなされました。つきましては、2021年5月より、以下の通り改定いたしますのでお知らせします。

	料金	内容
初診	5,500円	紹介状なく初診で受診された場合。 (以前に受診があっても医師が医学的に初診と判断した場合を含む)
再診	2,750円	症状が安定し、医師が他の医療機関へ紹介できると判断し、文書により紹介を行った後、引き続き患者さまの意思で当院を受診される場合。